

教保体第538号
令和4年6月17日

各市町村教育委員会学校安全主管課長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各教育事務所（支所）長 }

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

救急蘇生法の指針2020（市民用）について（通知）

日頃から、本県児童生徒等の学校安全のために御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添（写）のとおり事務連絡がありました。

つきましては、学校等における心肺蘇生法等の応急手当に係る研修・講習会の実施に際して、標記指針等を踏まえた上で、更なる取組の推進が図られるようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会学校安全主管課におかれましては、貴管下各学校等への周知につきましても御配慮いただきますようお願いいたします。

健康教育・学校安全担当 関口 衛
電 話 048-830-6964
Ma i l a6960-01@pref.saitama.lg.jp



事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 1 5 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

救急蘇生法の指針 2020（市民用）について

今般、救急蘇生ガイドラインとして「JRC蘇生ガイドライン 2020」が作成・公表されるとともに、「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」を改訂し、「救急蘇生法の指針 2020（市民用）」が取りまとめられ、厚生労働省医政局地域医療計画課より、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）に対し、「救急蘇生法の指針 2020（市民用）の有効活用及び周知用について」が通知されましたのでお知らせします。

文部科学省ではこれまで、「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインの補訂について」（令和2年5月19日事務連絡）、「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について」（平成27年9月3日事務連絡）、「心肺蘇生等の応急手当に係る実習の実施について」（平成26年8月13日26ス学健第22号）等において、AEDの適切な管理・更新や心肺蘇生等の応急手当に係る実習の推進についてお願いしてきたところです。

今般取りまとめられた標記指針においては、全体を通しての基本的な考え方として、用語として「子ども」という表現は使用しないこととし、原則的に「小児」あるいは「乳児を除く小児」という表現に統一するとともに、市民による救急蘇生法の主な変更点としては、傷病者に反応がない場合だけでなく、反応の有無の判断に迷う場合にも、119番通報とAEDの要請を行うようにする等、留意すべき改訂が行われています（添付資料の別添1参照）。

なお、文部科学省が作成、公表している「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（解説編-P51 [ガイドライン 解説編\(2\) \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp/guide/guide2)）は、「JR

C蘇生ガイドライン 2020」を踏まえた内容で作成されておりますことを申し添えます。

各担当課におかれましては、標記指針及び「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」について管下の学校等へ周知を図るとともに、学校等における心肺蘇生等の応急手当に係る研修・講習会の実施に際して、標記指針等を踏まえた上で、更なる取組の推進が図られるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会学校安全主管課においては、域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては、所管の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所管の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお願いいたします。

【問い合わせ】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

学校安全係

tel : 03-5253-4111 (内線 2966)

事務連絡

令和4年6月8日

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急蘇生法の指針2020（市民用）の周知等について（依頼）

医療行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）に対して通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、別添の通知の内容について周知いただきますよう御協力をお願いします。

写

事務連絡
令和4年6月8日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急蘇生法の指針 2020（市民用）の有効活用及び周知等について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）により、非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、急速に普及してきており、一般市民のAED使用による救命活動の一層の推進が期待されています。

一般市民を対象とするAEDを含めた心肺蘇生法の教育、講習内容については、「AEDの使用方法を含む、救急蘇生法の指針2010（市民用）のとりまとめについて」（平成23年10月31日付け医政指発1031第1号厚生労働省医政局指導課長通知）、「救急蘇生法の指針2015（市民用）の有効活用及び周知等について」（平成28年4月21日付け医政地発0421第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成28年通知」という。）等によって周知してきたところですが、今般、国際蘇生連絡委員会（ILCOR）による「心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス」（CoSTR）の5年ごとの改訂に伴い、一般社団法人日本蘇生協議会（JRC）により、日本の地域性を考慮した「JRC蘇生ガイドライン2020」が作成・公表されました。

これを踏まえ、日本救急医療財団心肺蘇生法委員会において、平成28年通知により周知した「救急蘇生法の指針2015（市民用）」を改訂し、「救急蘇生法の指針2020（市民用）」（以下「指針」という。）がとりまとめられました。指針は、一般財団法人日本救急医療財団ホームページ（<http://qqzaidan.jp/publish/>）から閲覧可能です。

貴部（局）におかれては、指針の内容について、今回の改訂における救急蘇生法の主な変更点（別添1）を参考に御了知の上、下記の事項に留意して、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体に周知していただくようお願いします。

記

1 救急蘇生法の指針の有効活用について

指針は、学校、駅等の公共施設、商業施設等の幅広い場所で活用していただくことを想定して作成されたものであるため、各箇所における独自の危機管理マニュアル等を作成する際には、必要に応じて本指針を参考にされたい。

2 留意事項

指針で用いられている文章や図を危機管理マニュアル等に引用する場合には、「救急蘇生法の指針 2020（市民用）より引用」と明記すること。

ただし、指針中、図 5 又は図 42 を転載する場合には、別添 2 を参考に転載許諾申請を行い、許諾を得た上で、それぞれ「一般社団法人日本蘇生協議会監修：JRC 蘇生ガイドライン 2020, p. 20, 医学書院, 2021 より転載」、「一般社団法人日本蘇生協議会監修：JRC 蘇生ガイドライン 2020, p. 490, 医学書院, 2021 より転載」と明記すること。

以上

救急蘇生法の主な変更点【市民用】

全体を通しての基本的考え方

- 『心停止傷病者の救命には市民救助者の行動が不可欠』であり、『強く、速く、絶え間のない胸骨圧迫が最重要』という基本的な方針に変更はない。
- 救助者が判断に迷うことをできるだけ少なくし、救命処置に遅れが出ないようなわかりやすい内容に改めた。
- 新たな章として「新型コロナウイルス感染症流行期の対応」を追加した。
- 用語として「子ども」という表現は使用しないこととし、原則的に「小児」あるいは「乳児を除く小児」という表現に統一した。
- 用語として「除細動」という表現は使用しないこととし、原則的に「電気ショック」という表現に統一した。

市民による救急蘇生法の主な変更点

- 傷病者に反応がない場合だけでなく、反応の有無の判断に迷う場合にも、119番通報とAEDの要請を行うようにした。
- 「普段どおりの呼吸」がない場合だけでなく、「普段どおりの呼吸」かどうかの判断に迷う場合にも、ただちに胸骨圧迫から心肺蘇生を開始することを明示した。「死戦期呼吸」の用語は手順の図の中では用いないこととした。
- 「普段どおりの呼吸」の有無の判断だけでなく反応の有無の判断についても、通信指令員から助言や指導を受けられることを強調した。
- 救助者が一人の場合、スマートフォンのスピーカー機能などを活用することで両手を自由に使える状態にして、通信指令員の指導のもと胸骨圧迫などをスムーズに行うことを勧めた。
- AEDについて、従来の「小児用パッド（モード）」を「未就学児用パッド（モード）」に、「成人用パッド」を「小学生～大人用パッド」に名称を変更した。
- 電気ショックが必要な場合に、ショックボタンを押さなくても自動的に電気ショックが行われるオートショック AED に関する記載を追加した。
- 気道異物による窒息で反応はあるが、声が出ない、強い咳ができない傷病者には、まず手技が容易で、害も少ない背部叩打法を試み、背部叩打法で異物が除去できない場合は、次に腹部突き上げ法を行うこととした。

転載許可申請について

「救急蘇生法の指針2020(市民用)」の図5及び図42は、オリジナルである「JRC蘇生ガイドライン2020」第1章「図1市民用BLSアルゴリズム」及び補遺「図1COVID-19流行下の市民用BLSアルゴリズム」から引用していますので、転載等については、目的が営利、非営利であるかに関わらず転載許諾申請が必要です。

転載許諾等を希望する場合は、下記のサイトからお問合せ下さい。

それ以外の部分については、営利目的でない講習会等の資料として掲載する場合、引用元を明記のうえ使用することが可能です。

【医学書院出版総務課への問合せサイト】

<https://www.igaku-shoin.co.jp/inquiry/publication>

以上